

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年11月 6 日
【会社名】	東海カーボン株式会社
【英訳名】	TOKAI CARBON CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 長坂 一
【本店の所在の場所】	東京都港区北青山一丁目 2 番 3 号
【電話番号】	(03) 3746 - 5100 (代表)
【事務連絡者氏名】	総務部長 山田 晃
【最寄りの連絡場所】	東京都港区北青山一丁目 2 番 3 号
【電話番号】	(03) 3746 - 5100 (代表)
【事務連絡者氏名】	総務部長 山田 晃
【縦覧に供する場所】	東海カーボン株式会社大阪支店 (大阪府大阪市北区小松原町 2 番 4 号) 東海カーボン株式会社名古屋支店 (愛知県名古屋市中村区名駅三丁目28番12号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1【提出理由】

当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該事象の発生年月日

2025年8月8日～2025年9月30日

(2) 当該事象の内容

当社が保有する投資有価証券の一部を売却したことに伴い、投資有価証券売却益が発生いたしました。

(3) 当該事象の損益に与える影響額

当該事象の発生により、2025年度第3四半期決算において、投資有価証券売却益4,124百万円を特別利益に計上しました。